

横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部改正の概要

土壌汚染対策法の一部を改正する法律の施行に伴い、法との整合を図るため、横浜市生活環境の保全等に関する条例を一部改正し、平成 31 年 4 月 1 日に施行します。概要は以下のとおりです。

(1) 法の規制対象の拡大に伴い条例から除外する改正（条例第 65 条）

法第 3 条及び第 4 条で新たに形質変更時の届出対象となる土地が規定されたため、条例の届出対象から除外します。なお、法第 3 条及び第 4 条で新たに形質変更時の届出対象となる土地は資料 2 (1)、(2)の記載のとおりです。

(2) 法で新たに手続き等が規定されたことに伴う改正

ア 要件に該当する土地では、汚染土壌を土地の形質の変更に使用が可能

（条例第 62 条の 3、条例第 69 条の 3、条例第 69 条の 5）

同一の調査契機により指定された条例の区域の間において、事前に横浜市長へ届け出ることにより、掘削した条例汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託せずに他の区域の土地の形質の変更に使用することが可能となります。また、当該行為に伴う条例汚染土壌の区域外搬出についても管理票を使用します。

イ 形質変更の届出に併せて条例土壌汚染状況調査結果の提出が可能（条例第 65 条第 2 項）

土地の形質変更時の届出に併せて条例土壌調査結果の提出を可能とします。また、土地の形質変更時の届出に併せて調査結果の提出があった場合は、調査命令の対象から除外します。

ウ 条例要措置区域における汚染除去等計画の提出等の制度新設（条例第 66 条の 2）

条例要措置区域について、措置実施前に「条例汚染除去等計画」を提出することとし、技術的基準に適合していないときは計画の変更が命令されることとなります。また、措置実施が完了した際は、条例実施報告書の提出が必要となります。